庄原市
SHOBARA CITY

PRESS RELEASE

情報提供年月日
令和８年 11 月 13 日

高野宿泊研修施設（ふるさと村高暮）の臨時休館に関する調査結果について

10 月１日付でお伝えした高野宿泊研修施設（ふるさと村高暮）の臨時休館について、市が実施した原因究明等に関する調査の結果を、別紙のとおりお知らせします。

今回の事案は、利用者の健康被害につながる可能性があったものであり、市といたしましては、市民、利用者並びに関係者の方々の安心・安全への信頼を損なう重大な事態であると受け止めており、皆様の信頼を大きく損ねましたことを深くお詫び申し上げます。

本件に関するお問い合わせ

・庄原市教育委員会高野教育室　電話　0824-86-2111（直通）
担当者　伊吹・中廣

・庄原市教育委員会教育部生涯学習課　電話　0824-73-1188（直通）
0824-73-1111（代表）
担当者　八谷

別　紙

１．調査結果

書類確認及び指定管理者・市関係職員への聴き取りにより、事案の経緯及び要因について次のとおり把握しました。

（１）　事案の経緯

①営業許可の未申請及び営業継続

・令和８年４月、指定管理者である地元自治会の代表者交代に伴い営業許可の申請が必要でしたが、所要の手続きが行われていませんでした。
・同年７月、市教育委員会から指定管理者に対して、宿泊利用の受付をしないよう指示しましたが、指定管理者は営業を継続していました。

②水質改善未実施での利用継続

・同年６月に実施した水質検査において、施設で使用する水（井戸水）が飲用不適合と判明した後も、指定管理者は改善措置を講じないまま、施設利用を継続していました。
・市教育委員会及び指定管理者において、10 月１日から、本年度の施設利用者全員を対象に健康状態の調査を実施したところ、体調不良等の健康被害の報告は確認されませんでした。

（２）　事案の要因

①市側の要因

営業許可の未申請に関して、ふるさと村高暮の指定管理業務を担当する高野教育室において関係法令の把握が不十分であり、指定管理者からの相談に対して適切な指導が行えませんでした。

また、指定管理者からの水質検査結果の情報を本庁へ迅速に共有していなかったことから、組織として利用停止や改善指示などの是正措置を速やかに講じられなかったものです。

②指定管理者側の要因

旅館業法に基づく営業許可の申請ができていなかったこと、水質改善の措置を講じなかったことのいずれに関しても、指定管理者の管理体制と認識が要因であると考えております。

指定管理者である地元自治会では、施設管理及び事業運営を特定の担当者のみで担うことが常態化しており、このような体制が本件を誘引した要因であると考えています。

また、市教育委員会から宿泊利用を受け付けないよう指示を受けた後も宿泊利用を継続したことについては、法令遵守や利用者の安全確保に対する指定管理者の認識の甘さから、施設利用を中止しなかったことによるものです。

２．再発防止策及び今後の対応

今回の事案を重く受け止め、市教育委員会は指定管理者に対して、法令遵守及び安全管理、事故・異常発生時の速やかな報告を徹底するよう指導いたしました。

庁内におきましては、報告・連絡体制や関係部署間の情報共有の重要性を再確認することはもとより、公の施設を安全に利用頂くことを第一に考えて行動するよう関係職員に徹底したところであり、今後において同様の事案が生じることがないよう、再発防止に取り組んでまいります。

なお、ふるさと村高暮は、当面の間休館を継続するとともに、本施設は設備の老朽化も進んでいることから、今後の施設運営のあり方について抜本的な検討を進めてまいります。